

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価の結果を公表します。

京葉瓦斯株式会社の グリーンファイナンス・フレームワークに Green 1(F)を付与

発行体 / 借入人 : 京葉瓦斯株式会社 (証券コード: 9539)

評価対象 : 京葉瓦斯株式会社 グリーンファイナンス・フレームワーク

<グリーンファイナンス・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1 (F)
グリーン性評価 (資金使途)	g1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

第1章: 評価の概要

京葉瓦斯株式会社は、1927年に葛飾瓦斯株式会社として設立されたガス会社である。本業をエネルギー供給事業とし、ガス事業においては千葉県市川市、松戸市、鎌ヶ谷市、浦安市、船橋市、柏市をはじめとする千葉県内の地域を主要な供給先としている。

京葉瓦斯は「私たちはお客さまの視点に立った企業活動を通じ、より快適な生活と豊かな社会の実現に貢献いたします。」という経営理念を掲げ、業務を通じ顧客と地域社会への貢献を目指している。経営理念の副題には、「変革と創造により、お客さまから選ばれる企業を目指します。」「環境に配慮し、地域社会に共感を得られる企業活動に努めます。」等とあり、時代に即して必要に応じて変化を伴い、環境に配慮した企業活動を行っていくことを表明している。京葉瓦斯は、環境問題、特にカーボンニュートラルに向けた取り組みをより強化するため、2022年4月に「カーボンニュートラルチャレンジ2050」を策定し、2030年における数値目標として、CO₂削減貢献量80万t、カーボンフリー電源取扱量30万kWを設定した。

今般の評価対象は、京葉瓦斯がグリーンボンドまたはグリーンローン（グリーンファイナンス）により調達する資金の使途を、環境改善効果を有するものに限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCRは、本フレームワークが「グリーンボンド原則（2021年版）」、「グリーンローン原則（2021年版）」、「グリーンボンドガイドライン（2022年版）」および「グリーンローンガイドライン（2022年版）」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は、国際資本市場協会（ICMA）、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）、ローン・シンジケーション・アンド・トレーディング・アソシエーション（LSTA）および環境省が、それぞれ自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力

を持つものでもないが、JCRは現時点における国内外の統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照する。

本フレームワークに基づき調達された資金は、太陽光発電、洋上・陸上風力発電、バイオマス発電および小水力発電の開発、建設・開発等の適格プロジェクトに関連する資金に充当される。また、本フレームワークで対象とする適格プロジェクトに関して、想定される環境に対する負の影響を特定し、回避・緩和策を講じるとしている。以上より、JCRは、京葉瓦斯の定めた適格クライテリアは環境改善効果を有するプロジェクトであると評価している。

京葉瓦斯は、環境に関する明確な目標のもと、グリーンファイナンスの調達を企図している。環境問題へ取り組む社内体制が適切に構築されており、経営陣が資金使途の対象となるプロジェクトの選定およびプロセスに関与する体制となっている。また、グリーンファイナンスによる調達資金の管理は、予め定められた部署において適切に行われ、内部監査および監査法人による外部監査の対象とされている。レポート内容として開示される情報も、資金充当状況および環境改善効果が明確である。以上より、JCRではグリーンファイナンス実施に際して、京葉瓦斯の管理・運営体制が適切であり、透明性が高いと評価している。

この結果、JCRは本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。

本フレームワークは、「グリーンボンド原則¹」、「グリーンローン原則²」、「グリーンボンドガイドライン³」および「グリーンローンガイドライン⁴」において求められる項目について、基準を満たしていると考えられる。

¹ ICMA (International Capital Market Association) Green Bond Principles 2021
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Green-Bond-Principles-June-2021-140621.pdf>

² LMA (Loan Market Association), APLMA (Asia Pacific Loan Market Association), LSTA (Loan Syndications and Trading Association) Green Loan Principles 2021 <https://www.lma.eu.com/>

³ 環境省 グリーンボンドガイドライン 2022年版 <https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf> (pp.21-72)

⁴ 環境省 グリーンローンガイドライン 2022年版 <https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf> (pp.73-120)

第2章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

評価フェーズ1：グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本フレームワークにおける資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1(F)』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、本フレームワークに基づく調達資金が、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるかを確認する。次に、資金使途において環境へのネガティブな影響が想定される場合に、その影響が社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかを確認する。最後に、資金使途の持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金使途にかかる本フレームワーク>

【資金使途の概要】

以下の適格性基準を満たす再生可能エネルギー発電所・施設（太陽光発電、洋上・陸上風力発電、バイオマス発電、小水力発電等）、関連施設の開発、建設・設置、及び再生可能エネルギーを対象としたファンドへの出資金

【適格性基準】

本件対象プロジェクトは、当社のデューデリジェンスによるリスク検証を実施した健全な事業運営が期待できるプロジェクトとし、以下の項目をはじめとするプロジェクト内容について投資対象として問題がない水準であることを確認する。

- 対象設備の建設・設置にあたり、森林法をはじめとする法令および諸規則を遵守することについて、適用される法令を確認したうえで必要となる手続きが行われていること（または、初期的な調査を終え、その見込であること）
- 対象設備の建設・設置にあたり、地元住民の理解を得ており、住民訴訟等の反対が起きていないこと（または、初期的な調査を終え、その見込であること）
- プロジェクト用地に関して、一定の基準を満たしていること
- プロジェクトがファイナンス期間以上継続して運営されることについて、一定の基準に基づいた検証を行っていること
- 国内事業においては、経済産業省への事業計画認定、電力会社の電力受給契約等の再生可能エネルギー発電事業の運営に必要な各種申請や手続き等が適切かつ適法に行われていること（または、初期的な調査を終え、その見込みであること）
- 対象設備の建設・設置が海外で行われる場合には、設置国で求められる設備認定・許可の取得及び環境影響評価の手続きが適正であること（または、初期的な調査を終え、その見込みであること）
- 事業の投資が、関連するグリーンボンドの発行日またはグリーンローンの調達日から溯って36か月以内に実施されたものであること
- バイオマス発電については、事業期間を通じてCO2の削減に貢献すること
- バイオマス発電の燃料については、日本政府が求める持続可能性基準に適合した調達が行われていること

＜本フレームワークに対する JCR の評価＞

a. プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途として本フレームワークで掲げられた適格プロジェクトは、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー事業であり、高い環境改善効果が期待される。

本フレームワークによって調達した資金の使途は、太陽光発電、洋上・陸上風力発電、バイオマス発電、小水力発電等の再生可能エネルギー発電所・施設、関連施設の開発、建設・設置、および再生可能エネルギーを対象としたファンドへの投資である。再生可能エネルギーによる発電設備は、日本の温室効果ガス削減目標の達成や気候変動対策の一環として捉えられることに加えて、エネルギーの地産地消を通じた地域の持続的な発展にも資する取り組みである。

経済産業省資源エネルギー庁の報告によれば、再生可能エネルギーの発電量(水力、太陽光、風力、地熱、バイオマス)は、2020年度時点で全体の発電量の約19.8%を占めている⁵。また、太陽光発電に関しては、国土面積当たりの設備導入容量が世界一、世界第3位の累積導入量となっており、日本の2050年カーボンニュートラル、パリ協定が目指す脱炭素社会の構築に向けて、すでに主力の電源の一つとなっている。京葉瓦斯は、今後も太陽光発電を中心としつつ、その他発電についても継続的に推進する方針である。

従って、JCRは本フレームワークで掲げられた資金使途について、CO₂排出削減による環境改善効果が高いものであると評価している。

ii. 資金使途は、「グリーンボンド原則」および「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」、ならびに「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

2021年10月に発表された第6次エネルギー基本計画⁶において、「気候変動問題への対応と日本のエネルギー需給構造の抱える課題の克服という二つの大きな視点を踏まえて策定する」ことが掲げられた。2020年10月に発表された、「2050年カーボンニュートラル」を目指す宣言および2021年4月に発表された2030年度の温室効果ガス排出削減目標として2013年度比46%減を目指すために、S(安全性(Safety))+3E(エネルギーの安定供給(Energy Security)、経済効率の向上(Economic Efficiency)による低コストでのエネルギー供給、環境への適合(Environment))の原則を前提としてあらゆる技術を利用していくことが示されている。同計画は再生可能エネルギーについて、温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源であるとともに、国内で生産可能なことからエネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な国産エネルギー源であるとしており、S+3Eを前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すと記載している。再生可能エネルギーが日本のエネルギー政策において果たす役割は、ますます大きなものとなっている。

これより、国内における政策課題として再生可能エネルギーは様々な観点から重視され、次世代に真に引き継ぐべき良質な社会資本とされているとJCRでは評価している。

b. 環境に対する負の影響への配慮について

本フレームワークの対象となるプロジェクトについて、環境・社会的リスク低減のため、事案の性質から必要性が認められる場合には、以下について対応していることを確認している。

⁵ 経済産業省 資源エネルギー庁 令和2年度(2020年度)エネルギー需給実績(確報)(令和4年4月15日公表)
https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/pdf/gaiyou2020fykaku.pdf

⁶ 経済産業省 資源エネルギー庁 第6次エネルギー基本計画(令和3年10月)
https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20211022_02.pdf

<想定されるリスク>

- 再生可能エネルギー発電所・施設等の設置等に伴う環境および地域へのネガティブインパクト

<リスク回避・緩和対応>

- 環境に配慮した持続可能性が確保されていること
- 各種環境関連法令を遵守し、必要に応じて環境への影響調査を実施していること
- プロジェクト開発にあたって地元住民の理解を得ており、住民訴訟等の反対が起きていないこと

京葉瓦斯では対象となるプロジェクトに関して、周辺の地形、地滑り等の起こりうる自然災害、近隣からの反対、森林の過度な伐採や健全な育成・維持の阻害等をリスクとして認識している。取得に際しては、第三者からレポート等を取得し、開発に関して専門知識を有する事業開発室を中心としたデューデリジェンスによって、プロジェクトに問題がないことを確認している。

以上より、JCR は、京葉瓦斯が本資金使途の環境に対する負の影響を適切に特定・管理し、回避・緩和策を講じていることを確認した。

c. SDGs との整合性について

JCR は、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、本フレームワークで定める資金使途が以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.4. 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくらう

ターゲット 9.1. すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。



目標 12：つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.4. 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

京葉瓦斯は、グリーンファイナンスにより調達した資金を、太陽光発電、洋上・陸上風力発電、バイオマス発電および小水力発電の開発、建設・開発等の適格プロジェクトに関連する資金に充当することとしている。また、グリーンファイナンス実行を通して、脱炭素社会・企業価値向上等を目指している。

以上より、京葉瓦斯がグリーンファイナンスを実行する目的は、経営理念および長期経営ビジョン 2030 の重点戦略の一つである「低炭素・脱炭素社会への貢献」と整合的であり、かつ、京葉瓦斯グループの企業価値向上に資する事業であると JCR は評価している。

b. 選定基準

JCR は、本フレームワークの適格クライテリアについて、評価フェーズ 1 で確認した通り、高い環境改善効果を有するプロジェクトを対象としていると評価している。

c. プロセス

<プロセスにかかる本フレームワーク>

【プロジェクト選定関与者】

- 調達資金の用途となるプロジェクトは、当社の事業開発室の担当者により対象となる再生可能エネルギー発電所・施設（太陽光発電、洋上・陸上風力発電、バイオマス発電、小水力発電等）及び関連施設が環境改善に資する案件であること、関連法規を遵守した開発が可能であること等を検討し、評価および選定を行う。

【プロジェクト選定プロセス】

- 事業開発室の担当者は、対象となるプロジェクトについて、事業開発室内で総合的に分析・検討をした上で執行役員会に付議し、社長を最終承認とする稟議にて最終決定をす

<本フレームワークに対する JCR の評価>

グリーンファイナンスの資金用途の対象となるプロジェクトは、京葉瓦斯の事業開発室の担当者によって資金用途の適格性が検討された上で執行役員会に付議し、社長を最終承認とする稟議にて最終決定している。また、グリーンファイナンスの実行は、取締役会によって決定される。経営陣が関与していることにより、選定プロセスは適切に定められていると JCR では判断している。

なお、本フレームワークに定められている目標設定、選定基準およびプロセスは、本フレームワークにより開示することが予定されており、投資家等に対する透明性は確保されている。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定される。本フレームワークに基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

なお、本フレームワークに基づき調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金管理にかかる本フレームワーク>

【調達資金の充当計画】

- 対象となるプロジェクトの取得資金またはリファイナンス(自己資金からのリファイナンス含む)に充当

【調達資金の追跡管理の方法】

- グリーンボンドまたはグリーンローンによる調達資金について、本件対象に全額充当されたことを確認するため、社債台帳または借入金台帳(Excel)にて充当状況を管理する。
- 金額が全額充当されるまでは、四半期ごとに内部管理システムを用いて、経理部が調達資金の充当状況を管理する。

【追跡管理に関する内部統制および外部監査】

- 社債台帳または借入金台帳は内部統制および外部監査の対象となる。

【未充当資金の管理方法】

- 社債または長期借入金による調達資金が充当されるまでに半年以上かかる場合の未充当資金の管理
未充当資金は、適格プロジェクトへ充当されるまでの間は、現金または現金同等物にて管理する。
- 資金使途の対象となるプロジェクトが売却などにより資金使途の対象から外れる場合の未充当資金の管理
売却等せざるを得なくなった場合は、適格性基準を満たす他のプロジェクトに充当するものとし、充当するまでは現金または現金同等物にて管理する。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

本フレームワークによって調達された資金は、適格クライテリアに適合するプロジェクトに速やかに充当される予定であり、これ以外の目的に充当される予定はない。

京葉瓦斯が調達した本フレームワークによる資金は、京葉瓦斯の経理部により専門の台帳を用いて管理される予定である。当該台帳は四半期に経理部長に報告される予定となっている。また、当該台帳は内部監査および外部監査の対象であり、適切な統制が構築されることが予定されている。

グリーンファイナンス実行後、資金使途対象となるプロジェクトへ速やかに充当されるため、原則として未充当資金は発生しない予定である。一方で、グリーンファイナンスの償還/返済までに、資金使途の対象となるプロジェクトが売却等により資金使途の対象から外れる場合、京葉瓦斯は適格基準を満たす他のプロジェクトに充当することを予定しており、再充当までの間は現金または現金同等物で管理することを予定している。

以上より、JCR では、京葉瓦斯の資金管理は適切であり透明性が高いと評価している。

3. レポーティング体制

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを参照して実施されるグリーンファイナンスの実施前後の投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<レポーティングにかかる本フレームワーク>

【資金の充当状況に関する開示の方法】

資金の充当状況については、未充当資金がある場合、当社ホームページ(web サイト)などを用いて公表する予定であります。

【インパクト・レポーティングの開示方法および開示頻度】

グリーンボンド償還またはグリーンローン返済までの間、実務上可能な範囲において、発電量などの指標について当社ホームページ(web サイト)などを用いて年に1回程度の頻度で公表する予定であります。

【インパクト・レポーティングにおける KPI】

- 投資家向けに本件対象プロジェクトの運営状況を報告すべく、環境改善効果として以下のインパクト・レポーティングを予定しております。
 - ① 本件対象プロジェクトによって発電された発電量
 - ② 本件対象プロジェクトによる CO₂削減量

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. 資金の充当状況にかかるレポーティング

京葉瓦斯は、グリーンファイナンスによって調達された資金が全額充当されるまでの間、資金の充当状況に関して、ウェブサイトなどにより年次で開示をすることとしている。また、グリーンファイナンスの償還/返済までの間に未充当資金が発生した場合、大きな状況の変化が生じた場合にも、京葉瓦斯のウェブサイト上で開示することを予定している。

b. 環境改善効果にかかるレポーティング

京葉瓦斯は、本フレームワークにおける環境改善効果に関するインパクト・レポーティングとして、対象となるプロジェクトによる発電量および CO₂削減量を、ウェブサイト上にて年次で開示される予定である。これらの開示項目には、発電量・CO₂削減量といった定量的指標が含まれている。

JCR では、京葉瓦斯によるレポーティング体制が適切であると評価している。なお、2021 年 12 月 23 日に発行された京葉瓦斯として初となるグリーンボンドに関しても、ウェブサイト上で開示されていることを確認した。

さらに、2050年のカーボンニュートラルに向けて積極的に取り組みを推進していくため、社長を委員長とする環境委員会にて議論がなされた後、2022年4月に「カーボンニュートラルチャレンジ2050」を公表し、2030年における追加的な数値目標として、CO₂削減貢献量80万t（2013年度CO₂排出量比約48%）、カーボンフリー電源取扱量30万kW（国内外における電源開発、FIT電源、調達等を含む）を設定した。目標を達成するために、顧客への低炭素ガス体エネルギーの供給拡大、本フレームワークの資金使途である太陽光・風力・バイオマス等の再生可能エネルギー電源の開発、事業活動のカーボンニュートラル化等に取り組む方針である。

2050年のカーボンニュートラルに向けて、
オール京葉ガスは、3つの“Challenge”に取り組めます



(出所：カーボンニュートラルチャレンジ2050)

京葉瓦斯は、本フレームワークの資金使途の対象となるプロジェクトをはじめとした再生可能エネルギー発電施設への投資を進めるだけでなく、FITによる売電期間が終了した後は顧客への電力供給源として京葉瓦斯が自ら保有することで、中長期的に環境へ配慮する仕組みを構築している。これにより、京葉瓦斯は長期経営ビジョンで描く地産地消型エネルギーモデルを推進し、同社の進める事業により行政との連携などを通じて地方創生の実現を目指している。

京葉瓦斯による環境保全活動や中期経営計画の策定は、企画部が中心となって実施している。また本フレームワークの資金使途の対象となるプロジェクトに関しては、事業開発室が専門的知見を有しており、選定の際に中心となっている。京葉瓦斯はグループ会社である京葉ガスエナジーソリューション株式会社と協同して再生可能エネルギー発電設備を取得しており、同社の専門的知見を活用しながら、京葉瓦斯における再生可能エネルギー発電設備の投資に生かしている。

以上より、JCRでは、京葉瓦斯の経営陣が環境問題を優先度の高い重要課題として位置付けていると評価している。

■評価結果

JCRは本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について、基準を満たしていると考えられる。

【JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・小林 克人

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制および透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1 (F)、Green2 (F)、Green3 (F)、Green4 (F)、Green5 (F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナブルファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル